

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【都市戦略局指導部建築指導課】 3

◇ 告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 6

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【会計室】 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法関係告示の改正に伴い、特定建築物の定期調査における、市長が付加する定期調査等の調査項目等を定めることにしました。

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行することにしました。

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 9 号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 1 2 条第 1 項の規定による報告に添える調査結果表は、施行規則第 5 条第 3 項本文に規定する調査結果表に定める事項に、第 4 項に規定する調査項目等を付したものとする。

第 9 条に次の 1 項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 の規定により市長が付加する法第 1 2 条第 1 項に規定する調査の調査項目等は、別表第 1 のとおりとする。ただし、前条第 5 号に掲げる特定建築物に係る調査項目等については、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

第 1 0 条第 3 号中「設けた」の次に「防火設備のうち、」を加え、「（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）」を「（常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下同じ。）及び防火ダンパーを除く。）であって、随時閉鎖又は作動をできるもの」に改める。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 （第 9 条関係）

		（い） 調査項目	（ろ） 調査方法	（は） 判定基準
建築物の内部	（ 1 ）	各階の主要な防火扉	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	（ 2 ）	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	（ 3 ）	扉、枠及び金物の劣化及び	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支

			損傷の状況		障があること。
	(4)		固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
	(5)	人の通行に供する部分の設置にともなう	作動の状況	扉の閉鎖時に、スチ等により、リ一と応に、ユに測定し、実記に該認する。	昭和48年建設省告示第2563号第1号の規定に適合しないこと。

別表第2（第9条関係）

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
1 建築物の内部	(1)	居室の換気	換気設備の作動の状況		各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	(2)		換気の妨げとなる物品の放置の状況		目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	(1)	階段	特別避難階段	階段室又は令第3条第3項第1号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	(2)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(3)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

(4)	その他設備 その等	非常用エレベーター	昇降路又は第9条第13項に規定する乗降ビーの設備の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(5)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(6)			照明の妨げとなる物品の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

北九州市告示第 2 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

志井第一町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	國政一夫	北九州市小倉南区大字志井 4 2 3 番地
変更後	境 洋	北九州市小倉南区志井六丁目 1 7 番 6 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 6 日

北九州市公告第444号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月26日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名 OCR機器等の読込ソフトウェア開発及び保守委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間 この公告の日から令和7年7月7日まで（日曜日及び土曜日を
除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午
後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに競争参加
申出書を提出しなければならない。

イ 競争参加申出書の提出は、所定の様式を持参又は郵送することにより
行わなければならない。

(5) 競争参加申出書を提出する場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年7月7日まで（日曜日及び土曜日を除く
。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和7年7月7日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年7月10日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条
第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25
条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ その他入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市会計室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2513